

三芳町告示第421号

ダイレクト型制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、この告示に記載されていない事項については、三芳町ダイレクト型制限付一般競争入札共通事項(平成23年三芳町告示第124号)を適用する。

令和7年11月21日

三芳町長 林 伊佐雄

入札方法	ダイレクト型制限付一般競争入札(電子入札・ダイレクト)							
工事名	町道幹線5号線道路修繕工事(その2)							
工事場所	三芳町大字北永井地内							
工事概要	L=123.6m W=5.30~5.35m 路面切削工(切削深5cm)656.6m ² 舗装工(不陸整正)637.5m ² (下層路盤)637.5m ² (上層路盤)637.5m ² (基層)637.5m ² (表層)656.6m ² 区画線工 1.0式 雜工 1.0式							
工期	契約確定の日から令和8年3月13日							
予定価格(税抜き)	事後公表							
最低制限価格	設定する							
入札参加資格	<table border="1"> <tr> <td>登録業種</td> <td>土木工事業</td> </tr> <tr> <td>建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による、上に示す建設業の許可を受けている者であること。ただし、下請代金の総額が5千万円(建築工事業である場合には8千万円)以上となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。</td> </tr> <tr> <td>事業所の所在地</td> <td>三芳町</td> </tr> <tr> <td>資格者名簿ランク</td> <td>A・B・Cランクとする。</td> </tr> </table>	登録業種	土木工事業	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による、上に示す建設業の許可を受けている者であること。ただし、下請代金の総額が5千万円(建築工事業である場合には8千万円)以上となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。	事業所の所在地	三芳町	資格者名簿ランク	A・B・Cランクとする。
登録業種	土木工事業							
建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による、上に示す建設業の許可を受けている者であること。ただし、下請代金の総額が5千万円(建築工事業である場合には8千万円)以上となる場合には、特定建設業の許可を受けている者であること。								
事業所の所在地	三芳町							
資格者名簿ランク	A・B・Cランクとする。							
競争参加資格確認 申請書の提出	令和7年11月21日(金)午前10時から 令和7年12月3日(水)午後4時まで 入札参加を希望する者は、上に示す期間内に電子入札システムにより競争参加資格確認申請書に「ダイレクト入札参加申請書」ファイルを添付し提出すること。							
入札期間	令和7年12月4日(木)午前9時から 令和7年12月5日(金)午後4時まで							
開札日時及び開札場所	令和7年12月8日(月)午前9時30分 役場5階501会議室							
再度入札	(1)再度入札は1回までとする。この場合は、電子入札システム上で案内する。 (2)初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。							
設計図書等	<table border="1"> <tr> <td>閲覧又は貸出期間</td> <td>埼玉県電子入札共同システム内の入札情報公開システムに掲載するファイルより取得すること。</td> </tr> <tr> <td>質疑受付</td> <td>令和7年11月21日(金)午前10時から 令和7年11月28日(金)正午まで 電子入札システムにより提出すること。</td> </tr> <tr> <td>質疑回答</td> <td>令和7年12月2日(火)までに電子入札システムにおいて掲示する。</td> </tr> </table>	閲覧又は貸出期間	埼玉県電子入札共同システム内の入札情報公開システムに掲載するファイルより取得すること。	質疑受付	令和7年11月21日(金)午前10時から 令和7年11月28日(金)正午まで 電子入札システムにより提出すること。	質疑回答	令和7年12月2日(火)までに電子入札システムにおいて掲示する。	
閲覧又は貸出期間	埼玉県電子入札共同システム内の入札情報公開システムに掲載するファイルより取得すること。							
質疑受付	令和7年11月21日(金)午前10時から 令和7年11月28日(金)正午まで 電子入札システムにより提出すること。							
質疑回答	令和7年12月2日(火)までに電子入札システムにおいて掲示する。							
契約保証金	契約金額の100分の10以上。							
支払条件	前払金 する(契約金額の40%以内) 部分払 しない							
現場代理人の兼務	可 (三芳町建設工事請負における現場代理人の常駐規定の緩和措置に関する取扱いによる)							

問合せ 三芳町役場 施設マネジメント課
049-258-0019(452)